

決議案第1号

白井市パートナーシップ・ファミリーシップ制度
制定への早期着手を求める決議について

上記決議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14
条の規定により提出します。

令和4年12月19日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者	白井市議会議員	徳本	光香
賛成者	白井市議会議員	中川	勝敏
	〃	柴田	圭子

提案理由

白井市として、同性同士のパートナーや事実婚の市民など
に対し、夫婦や家族と同等の対応やサービスを受ける権
利を認め、安心して暮らせる市にするため。

白井市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 制定への早期着手を求める決議（案）

日本の最高法規である日本国憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあり、第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とある。また、第24条には、当事者2人の合意のみに基づいて婚姻が成立し、配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定などに関して、法律は個人の尊厳と平等に立脚して制定されなければならないとある。

これらの条文は当然LGBT／SOGIなどの国民にも等しく保証されるべきものだが、国として同性婚を認める法律がなく、パートナーの病気や死にあたって他人として扱われ、夫婦や家族同等の生活をしていても、その権利や保証が与えられないのが現状である。これは憲法が保証している個人の尊厳や幸福追求権、財産権、相続権など様々な権利が実現されているとはいえず、個々の地方自治体が制度の整備を進めているところである。

憲法を遵守する義務を有する白井市長においては、今も自己の性のありように深く悩んでいる子ども達を含む全市民に対し、白井市としてLGBT／SOGIなどの多様なあり方を認める立場を制度の制定により明らかにし、同性同士のパートナーや、事実婚の市民などに対し、夫婦や家族と同等の対応やサービスを受ける権利を認め、安心して暮らせる市にすることが早急に求められる。

差別されることなく平等に生きる権利を全市民に保証するため、白井市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の制定に向けた準備に早急に着手することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年12月19日

千葉県白井市議会

決議書提出先

白井市長 笠井 喜久雄